

第22講 ポールスプライン軸受事件最高裁判決の要旨

はじめに

ポールスプライン軸受事件最高裁判決は「均等論」について正面から向き合った画期的な判決です。この判例はプロパテントであるとする意見が大勢ですが、反対意見もあります。従来は本件特許発明とイ号との比較は出願時で判断していましたが、本件最高裁判決は「製造時に置換容易」とし、判断の次期を繰り下げました。この繰り下げによりこの間の技術進歩により「均等」の範囲が拡大する例もあります。反面、技術進歩により「作用効果の同一性」や「推考容易」も稀釈化が起こります。均等の範囲が拡大するとは限りません。

布井要太郎弁護士は判例時報 1907号(平成17年12月11号)に、「クレーム解釈における契約説と法規範説—均等論および禁反言との関連において」を發表されました。氏は、クレーム解釈には「契約説」(米国)と「法規範説」(独)があり、両国(米、独)の実務(均等と法規範)を並存して採用した「無限摺動用ポールスプライン軸受」事件最高裁判決(最三判決、平10.2.24)は、**法理論的観点から再検討の必要に迫られる**、と論じています。

添付の参考図1、2及び別講の「均等論に関する新たなアプローチ」では、日・米・独の「均等論」について検討しましたので参照してください。

最高裁判決要旨 (最三判決、平10.2.24、判例時報1630)

特許請求の範囲に記載された構成中に相手方が製造等をする製品(対象製品、イ号)と異なる部分が存在する場合であっても、

- ①右部分が特許発明の本質的部分ではなく、**(非本質)**
- ②右部分を対象製品におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達成することができ、同一の作用効果を奏するものであって、**(作用効果同一)**
- ③右のように置き換えることに、当該発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者(当業者)が、対象製品の製造等の時点において容易に想到することができるものであり、**(製造時に置換容易)**
- ④対象製品が、特許発明の特許出願時における公知技術と同一又は当業者がこれらから右出願時に容易に推考できたものでなく、**(出願時に推考容易)**
- ⑤対象製品が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的の除外されたものにあたる、**(意識的除外)**

などの特段の事情もないときは、右対象製品等は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属すると解するのが想到である。

但し特許発明に公知例が存在するときは「均等」の原則は適用しない。

図1 ボールスプライン

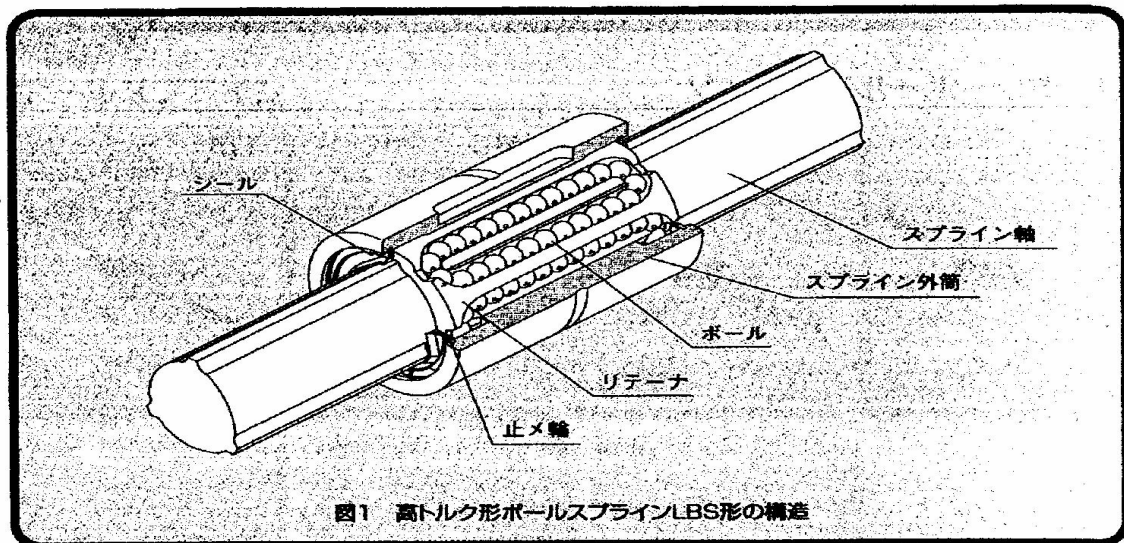


図1 高トルク形ボールスプラインLBS形の構造

● 構造と特長

高トルク形ボールスプラインは、図1のようにスプライン軸の外周に120°等配された3条の転動突起部をそれぞれ左右から挟み込むように6条の負荷ボール列が配置されています。

転動面は、ボール径に近似したR溝形状に精密研削加工されています。スプライン軸またはスプライン外筒からトルクが負荷すると、6条の負荷ボール列のうちトルク負荷方向にある3条列が均等に負荷し、回転中心が自動的に決まります。逆転した場合は、逆方向にある3条列が負荷します。

ボール列はスプライン外筒の内径に組込まれたリテーナにより整列循環運動するように保持されているので、スプライン軸を抜いてもボールが脱落することはありません。

● アンギュララッシ“ゼロ”

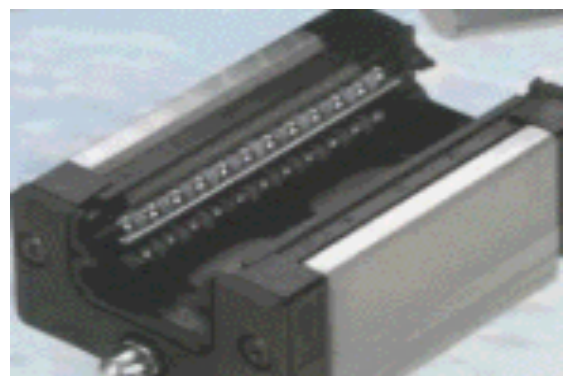
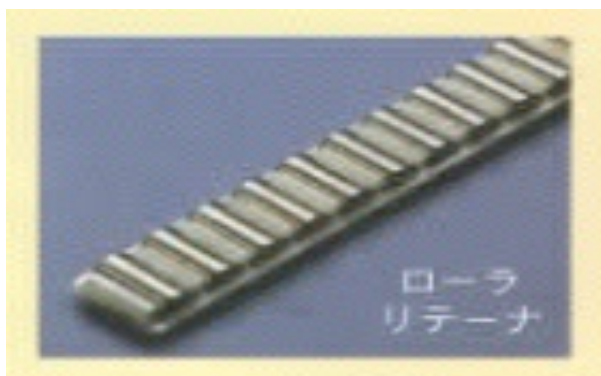
高トルク形ボールスプラインは1個のスプライン外筒で予圧を与えてアンギュララッシをゼロにし、剛性を上げることができます。

従来のサーキュラーアーチ溝やゴシックアーチ溝を持つボールスプラインのように、予圧をかけるために、2個のスプライン外筒をねじって使用する必要はなくコンパクトな設計を容易にします。

● 高剛性と正確な位置決め

接触角が大きく、しかも1個のスプライン外筒で予圧を与えることができるので、初期変位は少なく、高い剛性と正確な位置決め精度が得られます。

図2 ボールガイド

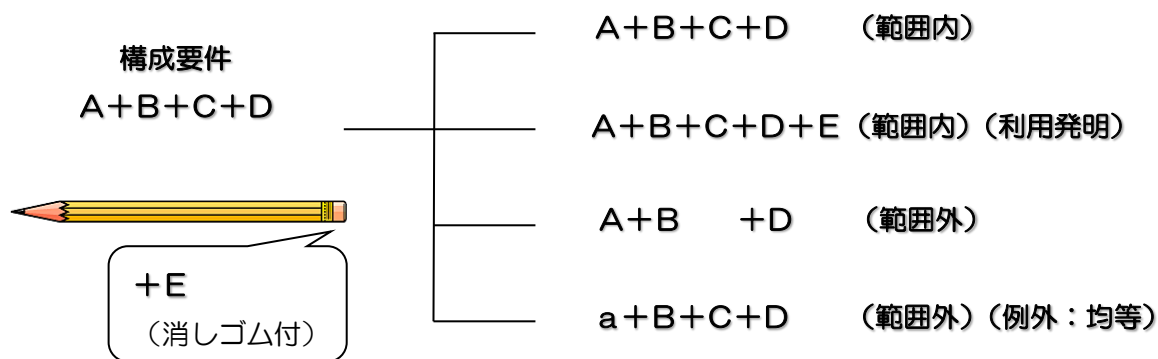
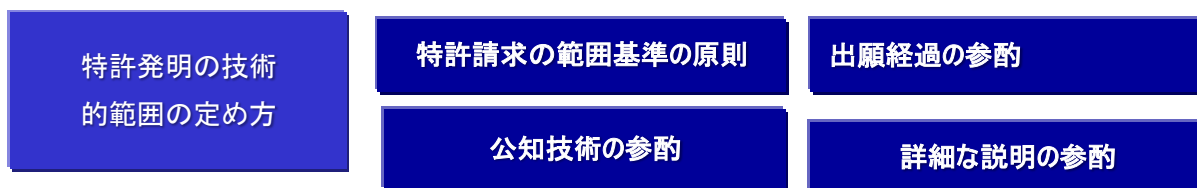
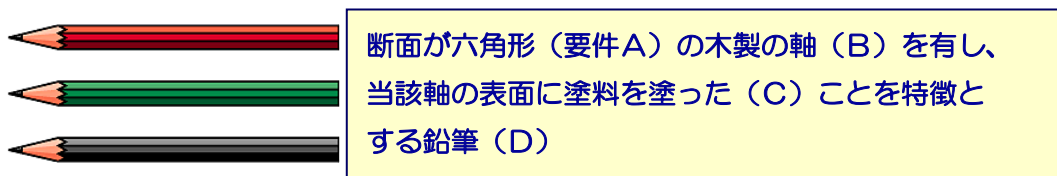


均等論における特許発明の技術的範囲の解釈方法

1. 概要

均等論はプロパテント政策を成功させる最も重要な法理論である。特許侵害事件におけるわが国の伝統的な考え方は「疑わしくは特許侵害ではない」であった。知的財産後進国の時代は産業政策上の利点が考えられなくもなかったが、知的財産先進国であるわが国には時代遅れの法理であった。

2. 均等論についての事例解説 1 「鉛筆」・・・特許庁作成

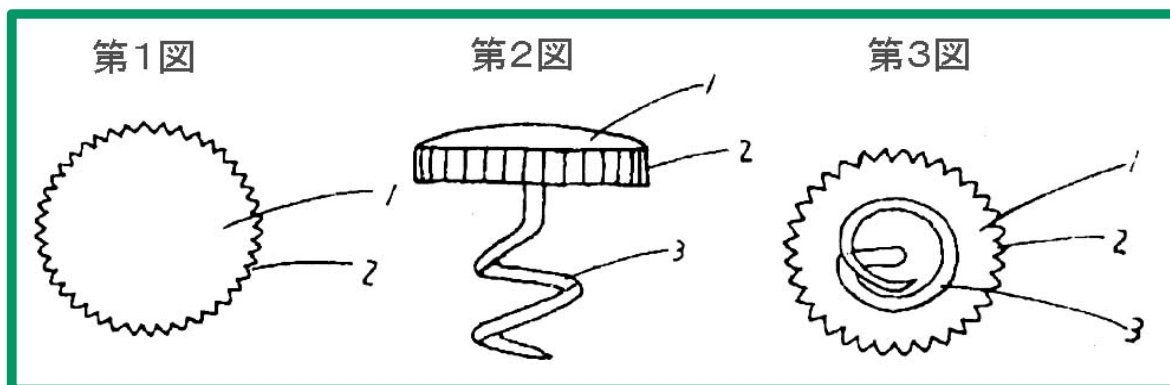


利用発明 (特許権の効力の制限)

権利者X (先願) A+B+C+D
 権利者Y (後願) A+B+C+D+E

「均等の範囲の拡大」とは、上記例において構成要件 A の断面六角形について、五～八角形とした構成要件を「転がり難い」とする作用効果が同じであるとして、「均等」と解釈することです。なおこの解釈には公知例を考慮に入れていません。

3. 均等論についての事例解説 2 「留針」



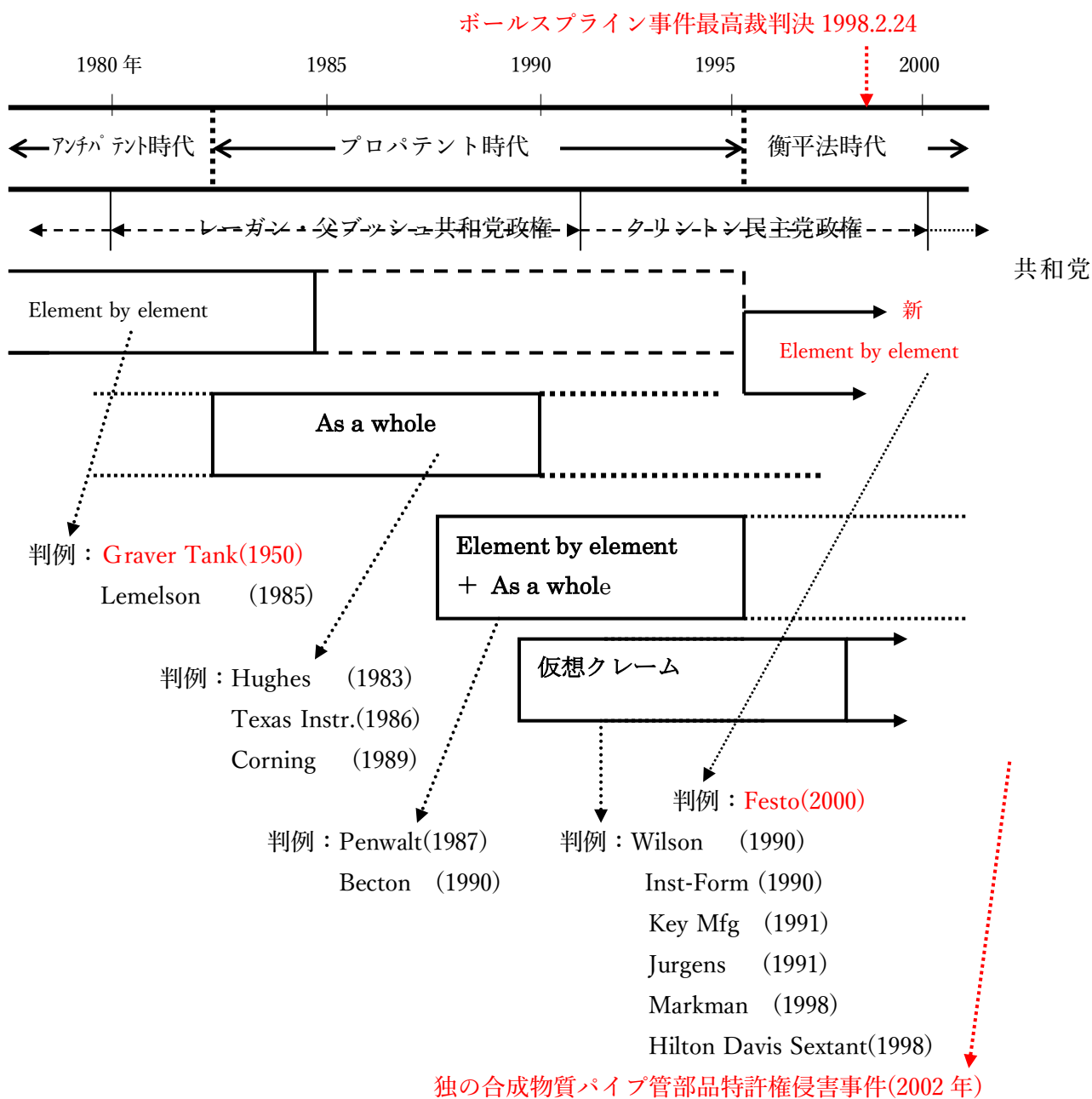
図において、龍頭1の周辺に鋸歯2を設け、龍頭1の下側に螺旋形の針3設けたを留針です。この考案は三つの構成要素からなり、均等論の事例として鋸歯2の形状を考察します。プロパテントにおける均等の解釈は、作用効果が同一と認められるとして、外周の一部に滑り止めを形成したものも含むと拡大解釈することです。公知例がないことを条件とします。

4. 均等論の原則

本件特許発明とイ号との比較において、異なる部分が：

1. 本質的な部分でない
2. 入れ替えても発明の目的を達成でき作業効果が同一である
3. 入れ替えが製造時(実施時)において当業者にとって容易に想到できる
4. 出願時の公知技術と同一又は容易に想到する技術でない
5. 意識的に除外されたものでない

参考図1 米国に於ける均等論適用ルールの変遷と、米・独の重要判例



注：本図に関する均等論ルールについては別講の「均等論に関する新たなアプローチ」参照を参照してください。

参考図2 米国に於けるプロパテント政策の推移と日米独の重要な判例

